

地域公共交通活性化・再生法による法定協議会等について

平成 21 年 3 月 13 日
 建 設 部

I G R いわて銀河鉄道は、寝台特急が減便となり減収が見込まれることから、県・沿線市町村・I G R の 3 者が連携し収支改善に取り組んできたところであるが、一層の利用促進の取り組みについて、今般、県から国庫補助制度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の活用の提案がなされたところである。

この提案は、I G R の経営安定化にも寄与すると考えられることから、県・沿線市町村等とともに本事業の前提となる「地域公共交通活性化・再生法による法定協議会」を組織し本事業に取り組もうとするものである。

なお、国等への貨物線路使用料の適正化等の要請は、今後も県の寝台特急減便対策会議等を通し継続していくこととしている。

1. 「地域公共交通活性化・再生総合事業」の内容及び法定協議会について

(1) 地域公共交通総合連携計画の策定（平成 21 年度）

地域公共交通活性化・再生総合事業に先立ち、協議会において I G R の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通総合連携計画を策定する。
 上限 2,000 万円（全額国庫補助）

(2) 地域公共交通活性化・再生総合事業（平成 22～24 年度）

連携計画に位置付けられた事業のうち、協議会が実施する事業の地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3 年）に定める事業を実施する。

補助内容：地域公共交通総合連携計画に定める事業経費について 1/2 補助

(3) 法定協議会メンバー

県においては、法に基づき次のメンバーを予定している。

・岩手県、市町村、公共交通事業者、住民・利用者、観光関係者、学識経験者等。

2. 主な検討事項案

(1) 企画切符（新青森開業に向けた企画商品、三鉄との連携による企画商品、減便対応策で計上している割引切符等）

(2) I C カードの導入可能性の検討（岩手県交通、岩手県北バス共同）

(3) バスとの乗継割引運賃の拡大（全線化）

(4) ラッピング車両、ネーミングライツ（快速列車等）

(5) 沿線ガイドマップ作成

(6) 二次交通の整備等

3. 法定協議会の事務等

本事業は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援することとされていることから、法定協議会が補助を受けるものであるが、市に事務局を置き県とともに事務処理にあたる。

4. スケジュール

- (1) 平成 20 年度 法定協議会設立・・・3月下旬
 調査実施計画認定申請・・・3月下旬
- (2) 平成 21 年度 地域公共交通総合連携計画の策定（全額補助）
 法定協議会による協議・調整（年4、5回開催予定）
 ⇒総合連携計画を策定
- (3) 平成 22 年度～24 年度
 地域公共交通活性化・再生総合事業（1/2補助）を実施
 ⇒ I G R の収支改善に寄与